

1. 件名：安全実績指標に関するガイドの見直しに関する面談

2. 日時：令和6年1月10日（水） 13：10～13：40

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査監督総括課 渡邊課長補佐
検査監督総括課検査評価室 笠川室長補佐
実用炉監視部門 小野上席原子炉解析専門官

原子力エネルギー協議会 部長、他1名

東京電力ホールディングス株式会社原子力運営管理部 副長、他1名

（以下、オンライン会議システムによる参加）

関西電力株式会社原子力事業本部発電グループ マネジャー、他2名

中国電力株式会社電源事業本部（原子力設備） 副長、他1名

5. 要旨

令和5年11月28日に開催した第13回検査制度に関する意見交換会合（以下、「前回会合」という。）の議題2「検査ガイド改正を検討している主な内容」で原子力規制庁が今後見直しを検討している主な内容として提示した安全実績指標に関するガイド（GI0006）について、次回の検査制度に関する意見交換会合で有意義な議論をするために、原子力エネルギー協議会（以下、「ATENA」という。）及び発電用原子炉設置者と面談を行った。

主な内容は以下のとおり。

- ATENA から、前回会合で発言したとおり、安全実績指標（以下、「PI」という。）での重大事故等対処設備（以下、「SA 設備」という。）の LCO 逸脱のカウントについて、令和5年10月17日に開催された第17回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会において示した SA 設備の LCO 設定の見直しの状況を反映する必要があると考えているが、本件は議論に時間がかかりそうのため、PI の制度見直しとして、SA 設備の内容に応じた PI のカウントとすることは妥当だと考えている旨の言及があった。
- また、ATENA から、SA 設備の LCO 逸脱のうち、事業者として対処できない外部要因によるものは PI にカウントしない見直しも妥当だと考えている旨の言及があった。また、PI の評価に関するしきい値の見直しについては、SA 設備の LCO 逸脱件数がまだ少ないことや、BWR の SA 設備の LCO 逸脱については実績がないことから、統計的なしきい値の見直しの議論を進めることは難しいのではと意見が

あった。

- 原子力規制庁から、SA 設備の内容に応じて PI のカウントを考える場合、設置許可基準規則や技術基準規則の SA 設備に関する条文に基づく整理が見直しの候補として挙げられると言及し、ATENA に対して、これ以外で SA 設備の内容に応じて PI のカウントをする考え方等、事業者から意見があれば次回の検査制度に関する意見交換会合の前に面談で意見を聞きたいと伝えた。
- また、原子力規制庁から、SA 設備の LCO 逸脱のうち、事業者として対処できない外部要因によるものとは、具体的にどのようなになるか、どのように定義すべきか、事業者からの意見があれば、本件も次回の検査制度に関する意見交換会合の前に面談で意見を聞きたいと伝えた。
- ATENA から、これらについて了解した旨の回答があった。

6. 配布資料

なし

以 上